

子育て世帯への支援のご案内

給付金・手当

子育て世帯臨時特例給付金

消費税引き上げの影響などを踏まえ、子育て世帯に対して臨時的な給付措置として実施します

児童手当

次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するために支給します

■対象になる人

27年6月分の児童手当の受給者

※27年6月分の特例給付の受給者は支給対象者になりません。

※公務員で職場から児童手当を受給している人も、基準日(27年5月31日)における住所の市区町村での申請が必要です。

■支給額

対象児童一人につき

3000円

■申請について

対象者に平成27年度児童手当・特例給付現況届及び子育て世帯臨時特例給付金申請書を送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて返送してください。

※返信用封筒を同封します。

※返送で申請してください。

※必要書類は申請書に同封す



る文書で確認してください。

※公務員の人は職場から申請書や児童手当受給状況証明書が交付されます。申請開始時期まで大切に保管してください。

持参する場合は、月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(火曜日は午後6時30分まで延長)の間に本庁舎5階第3会議室へ。

※7月1日からは本庁舎4階子育て支援課で申請受付します。

■申請期間

6月1日(月)～9月1日(火)

■対象になる人

市に住民登録し、中学校修了前の児童(15歳到達日以後、最初の3月31日までの間にある児童)を養育している人

■手当の月額

児童の年齢	手当月額		
	児童手当	特例給付	
3歳未満(一律)	15,000円	児童1人につき 5,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1・2子		10,000円
	第3子以降		15,000円
中学生(一律)	10,000円		

※第3子以降とは、18歳になって最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。
※「特例給付」とは所得制限に該当した場合の名称です。

■所得制限

前年の所得額が所得制限額(左表)を超えたときは、児童一人につき5000円の支給になります。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	所得制限額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人以上	1人につき 38万円加算

■申請について

子どもが生まれたときや他市町村から転入してきたときに、申請することで受給できるようになります。手当は申請の翌月分から支給します。

手当の申請者は、対象児童を養育している生計中心者とな

ります。公務員は勤務先での手続きとなります。
※申請が月を越える場合、児童の出生日または前住所地の転出予定日の翌日から起算して15日以内の申請であれば、出生日または転出予定日の翌月分からの支給となります。

■現況届の案内

児童手当を受給している人は、6月中に現況届を提出していただく必要があります。

現況届は毎年6月1日時点の状況を把握し、引き続き6月以降の児童手当を受ける要件を満たしているかを確認するためのものです。対象者は現況届の書類を5月末に送付しますので、必要事項を記入の上、返送してください(本年度の現況届は子育て世帯臨時特例給付金申請書と同一の用紙です)。

※持参する場合は、月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(火曜日は午後6時30分まで延長)の間に本庁舎5階第3会議室へ。

▽受付期間

6月1日(月)～30日(火)

問い合わせ 子育て支援課

72-8261

児童扶養手当

ひとり親家庭などに対して、生活の安定や自立の促進のために支給します

■対象になる人

次のいずれかの条件に当てはまる児童を養育している母親または父親、両親に代わって児童を養育している人。ただし、手当を受けようとする人が公的年金の給付を受けることができないときなど対象にならない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

- ・両親が離婚した児童(事実上の婚姻関係を解消した場合を含む)
- ・父親または母親が死亡した児童
- ・婚姻によらず生まれた児童
- ・父親または母親が重度障がい者の児童
- ・父親または母親が1年以上同居せず、生計を維持しないで遺棄している児童
- ・父親または母親が1年以上刑務所などに収容されている児童
- ・両親の所在が不明の児童
- ・父親または母親が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

■手当の月額

児童1人 4万2000円
 児童2人 50000円加算
 児童3人以上 1人につき30000円加算

※児童が18歳になる日以降、最初の3月まで支給します(ただし、障がいのある児童の場合は、20歳に達した日の属する月まで)。

■所得制限

※4月から改定になりました。手当を請求する本人またはその同居の親族(扶養義務者)の前年の所得額が所得制限額(左表)を超えたときは、一定期間減額または支給を停止します。

所得制限額			
扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	請求者本人		扶養義務者 (同居の親兄弟など)
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人以上	1人につき38万円加算		

特別児童扶養手当

障がいのある児童を育てている人に支給します

■対象になる人

身体や精神に障がいがある20歳未満の児童を養育している父親または母親、両親に代わって児童を養育している人。ただし、児童が社会福祉施設に入所中の場合を除きます。

■手当の月額

児童の障がいの程度によって1級と2級があります。

1級(重度障がい児) 5万1100円
 2級(中度障がい児) 3万4030円

■所得制限

※4月から改定になりました。手当を請求する本人か配偶者、同居の親族(扶養義務者)の前年の所得額が所得制限額(下表)を超えたときは、一定期間支給を停止します。

扶養親族の数 (所得申告の際の人数)	請求者本人	配偶者および扶養義務者
0人	459万6,000円	628万7,000円
1人	497万6,000円	653万6,000円
2人	535万6,000円	674万9,000円
3人	573万6,000円	696万2,000円
4人以上	1人につき38万円加算	1人につき21万3,000円加算

【記入例】平成27年度児童手当・特例給付現況届及び子育て世帯臨時特例給付金申請書

緑枠部分を記入してください。

- 申請時または昨年現況届の内容をあらかじめ印字しております。内容に誤りがある場合は、赤字で訂正してください。
- 受給者の健康保険被保険者証のコピーを必ず添付してください。